

名古屋商工会議所ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋商工会議所（以下「本所」という）がインターネット上に公開しているホームページへのバナー広告を掲載するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下とする。

- (1) 「ホームページ」とは、本所が管理するホームページのことをいう。
- (2) 「バナー広告」とは、ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEB ページにリンクするものをいう。
- (3) 「本件契約」とはバナー広告の掲載契約をいう。

(広告の種類及び範囲)

第3条 ホームページに掲載するバナー広告は、次に掲げるものを除く。

- (1) ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの。
 - (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第112号）第2条に掲げる営業に該当するもの。
 - (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの。
 - (4) 青少年の健全育成に反するもの。
 - (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの。
 - (6) 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのあるもの。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと本所が認めるもの。
- 2 前項各号に規定する広告の範囲は、別に「名古屋商工会議所ホームページバナー広告掲載基準」に定める。
- 3 掲載は本所の会員のみとし、会費が滞納の場合は申込みを受理しないものとする。

(契約・広告期間)

第4条 本件契約の契約期間は1ヶ月単位とし、1年を超えないものとする。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は本所が別に定める。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は次の通りとする。

サイズ	縦55ピクセル×横182ピクセル
画像形式	GIF（アニメーションGIF可能）・JPEG
データ容量	50KB以下

(広告を掲載するページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は本所が定める。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告の掲載を希望する者の募集は、本所が適宜行うものとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行なうものとする。
- 3 広告募集の際、前月10日までに申し込みを受付したものは、翌月1日または初めの業務日に掲載する。

(広告掲載の応募)

第8条 前条により広告の掲載を希望する者(以下「応募者」という)は、「名古屋商工会議所ホームページバナー広告掲載申込書」とバナーのリンク先トップページの写しを添えて、本所が指定する期間内に応募するものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 本所は前条の応募があった時は、第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定し、応募者に通知する。
2 広告掲載可の通知を受けた応募者には、本所が定めた条件等を記載した承諾書を送付する。

(広告掲載内容の承諾)

第10条 前条2の通知を受けた応募者が、本件契約の締結を希望する時は、本所の定める承諾書に所定事項を記入し本所に提出するものとし、本件契約はこの時成立するものとする。(以下、契約後の応募者を「広告主」という)

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿を本所が指定する期日までに、本所に提出するものとする。
2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料及び支払い期限)

第12条 広告掲載料については、本所が決定する。
2 広告主は、広告掲載料を本所が指定する期日までに納金するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第13条 広告の内容及びデザインについては、本所及びホームページの信用性等を損なうことのないようにするとともに、広告主と本所が必ず協議することとする。
2 デザイン等広告表現に関する基準は、本所が別に定める。

(広告内容等の変更)

第14条 本所は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が法令に違反していると新たに判明したとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第15条 本所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。
(1) 指定する期日までに会費・広告掲載料の納付がないとき
(2) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
(3) 前2号に掲げるもののほか、ホームページへの広告の掲載が適切でないと本所が判断したとき
2 前項第1号から第3号までの規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により、ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面により前月の20日までに本所に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取り下げの申し出があった日の属する月の翌月以降の月にかかる広告掲載料は返還する。
- 4 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

- 第17条 本所は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第12条2項の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を返還する。
ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1月につき1日未満の場合は、返還しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、本所がホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しない。
ただし、一時停止の期間が1月につき3日を越える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。
 - (1) 本所のシステムの保守点検を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 停電、天災その他の非常事態が発生した場合
 - (3) その他、運用上、本所が一時的な停止が必要と判断した場合
 - 3 前2項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

- 第18条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、本所に対して保証するものとする。
 - 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担においてすべて解決することとし、本所に対しては、一切の迷惑をかけないものとする。

(リンク先)

- 第19条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更1週間前までに通知するものとする。

(疑義等の決定)

- 第20条 この要綱に疑義があるとき、又はこの要綱に定めのない事項については、本所において適正に定めるものとする。

(その他)

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年6月10日から施行する。

第4条・15条・19条の改正は、平成26年3月1日から実施する。

第2条・第4条・第5条の改正は、平成28年7月15日から実施する。

名古屋商工会議所ホームページバナー広告掲載基準

1. この基準は、名古屋商工会議所ホームページ広告掲載取扱要綱第3条に規定する広告の範囲の詳細として定めるものであり、この基準に照らして、掲載の可否の判断を行なうものとする。
2. 次の業種又は業者の広告は掲載しない。
 - (1) 風俗営業類似の業種
 - (2) 消費者金融
 - (3) たばこ
 - (4) ギャンブルにかかるもの
 - (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
 - (6) 法律の定めていない医療類似行為を行なう施設
 - (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の業者
3. 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。
 - (1) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
 - (2) 法律で禁止されている商品や無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
 - (3) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - (4) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの
 - (5) 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
 - (6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与える恐れのあるもの
 - (7) 社会的に適切でないもの

名古屋商工会議所バナー広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 名古屋商工会議所ホームページに会員企業等のバナー広告を掲載するにあたり、その広告表現について、名古屋商工会議所ホームページ広告掲載取扱要綱に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたりユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(名古屋商工会議所ホームページとの区別)

第3条 次の表現については、ユーザーが名古屋商工会議所ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。

- (1) 名古屋商工会議所ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2) 「金融相談」など名古屋商工会議所を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが名古屋商工会議所の事業であると誤認しやすいもの。

(色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 本ガイドラインは平成25年6月10日から施行する。